

# 上松町地域防災計画

## 第4編 その他大規模災害編

平成30年3月  
上松町防災会議



# その他大規模災害編 目次

第4編	その他大規模災害編	1
第1部	雪害対策	1
第1章	災害予防計画	1
第1節	雪害に強い地域づくり	1
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	4
第3節	観測・予測体制の充実	5
第2章	災害応急対策計画	6
第1節	災害直前活動	6
第2節	除雪等の実施と雪崩災害の防止活動	9
第3節	避難受入れ活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮	11
第2部	航空災害対策	12
第1章	災害予防計画	12
第1節	情報の収集・連絡体制の整備	12
第2節	災害応急体制の整備	13
第2章	災害応急対策計画	14
第1節	情報の収集・連絡・通信の確保	14
第2節	活動体制の確立	15
第3節	捜索、救助、救急及び消火活動	16
第4節	関係者等への情報伝達活動	17
第3部	道路災害対策	18
第1章	災害予防計画	18
第2節	道路（橋梁等を含む）の整備	18
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	19
第2章	災害応急対策計画	20
第1節	発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保	20
第2節	救急・救助・消火活動	21
第3節	災害応急対策の実施	22
第4節	関係者への情報伝達活動	23
第5節	道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動	23
第4部	鉄道災害対策	24
第1章	災害予防計画	24
第1節	鉄道施設・設備の整備・充実等	24
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	26

<b>第2章</b>	<b>災害応急対策計画</b> .....	<b>28</b>
第1節	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 .....	28
第2節	活動体制及び応援体制 .....	29
第3節	救助・救急・医療活動及び消火活動 .....	30
第4節	関係者等への情報伝達活動 .....	31
<b>第5部</b>	<b>危険物等災害対策</b> .....	<b>32</b>
<b>第1章</b>	<b>災害予防計画</b> .....	<b>32</b>
第1節	危険物等関係施設の安全性の確保 .....	32
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え .....	34
<b>第2章</b>	<b>災害応急対策計画</b> .....	<b>36</b>
第1節	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 .....	36
第2節	災害の拡大防止活動 .....	37
第3節	危険物等の大量流出に対する応急対策 .....	39
<b>第6部</b>	<b>大規模な火事災害対策</b> .....	<b>40</b>
<b>第1章</b>	<b>災害予防計画</b> .....	<b>40</b>
第1節	災害に強いまちづくり .....	40
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え .....	42
<b>第2章</b>	<b>災害応急対策計画</b> .....	<b>46</b>
第1節	消火活動 .....	46
第2節	避難誘導活動 .....	48
<b>第3章</b>	<b>災害復旧・復興計画</b> .....	<b>49</b>
第1節	計画的復興の進め方 .....	49
<b>第7部</b>	<b>林野火災対策</b> .....	<b>50</b>
<b>第1章</b>	<b>災害予防計画</b> .....	<b>50</b>
第1節	林野火災に強い地域づくり .....	50
第2節	林野火災防止のための情報の充実 .....	52
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え .....	53
<b>第2章</b>	<b>災害応急対策計画</b> .....	<b>55</b>
第1節	林野火災の警戒活動 .....	55
第2節	発災直後の情報の収集・連絡体制の確立 .....	56
第3節	活動体制の確立 .....	57
第4節	消火活動 .....	58
第5節	二次災害の防止活動 .....	59
<b>第3章</b>	<b>災害復旧計画</b> .....	<b>60</b>

第 8 部	火山災害対策 .....	61
第 1 章	総則 .....	61
第 2 章	災害予防計画 .....	63
第 1 節	火山災害に強いまちづくり .....	63
第 3 章	災害応急対策計画 .....	65
第 2 節	災害発生直前対策 .....	65
第 3 節	災害応急対策の実施 .....	70
第 4 節	災害復旧計画 .....	70

# 第4編 その他大規模災害編

この計画は、災害対策基本法第40条に基づき、長野県防災会議が作成する「上松町地域防災計画」の「その他大規模災害編」として、大規模な雪害、林野火災等の災害に対処すべき事項を中心に定める。

なお、以下の各編においては、それぞれの災害対策において特記すべき事項について記述することとし、その他の事項については「震災対策編」「風水害対策編」を参照する。

## 第1部 雪害対策

### 第1章 災害予防計画

---

豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、町道等の交通確保及び電力、通信の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

#### 第1節 雪害に強い地域づくり

##### 第1 基本方針

---

町は、地域の特性に配慮しつつ豪雪等に伴う生活機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い地域づくりを行う。

##### 第2 主な取組み

---

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い町づくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のため、迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- 4 雪害時における通信確保のため、電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 5 文化財の積雪による被害、損傷から保護を図る。
- 6 雪害に関する知識について住民に対して普及・啓発を図る。

##### 第3 計画の内容

---

###### 1 雪害に強い町づくり

###### 【基本方針】

町は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い町づくりを行う。

###### 【実施計画】

###### (1) 町（全課）

- ア 雪害に強い町土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。

イ 消流雪用水の確保、除・排雪機能の高い河川・溪流等の整備、積雪の排除のための機能を付した下水道整備等を進める。

ウ 通信ケーブル・CATVケーブルの地中化など通信機能の確保を図る施策を講じる。

## 2 道路交通の確保計画

### 【基本方針】

積雪地帯の冬期道路交通を確保するため、町、県、関係機関は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。

### 【実施計画】

#### (1) 町（建設水道課）

除雪体制を整備し、豪雪時の道路機能の確保を図る。

ア 所管施設の緊急点検や除排雪機械の整備、充実を図る。

イ 県との連絡調整と整合性ある除排雪を実施する。

ウ 住民の協力を得た歩道除雪の推進と安全な歩行者空間を確保する。

エ 通学路、集落地、福祉施設周辺等における歩道除雪を推進する。

オ 除雪の妨げとなる路上駐車防止を推進する。

カ 住宅周辺等の自主的な除雪についての広報を行う。

キ 除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を推進する。

## 3 電力の確保

### 【基本方針】

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施設の強化を行う。

### 【実施計画】

#### (1) 中部電力株、関西電力株

ア 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施する。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバーの設置等を実施する。

イ 送電設備については、積雪の多い地域及び集落地において、鉄塔の耐雪強化又は電線の難着雪化を行う。

ウ 配電設備については、以下の対策を行う。

(ア) 電線の太線化

(イ) 難着雪化電線の使用

(ウ) 支持物の強化

(エ) 冠雪対策装柱の採用

(オ) 雪害対策支線ガードの採用

(カ) 支障木の伐採

## 4 通信の確保

### 【基本方針】

雪害時における通信の確保を図るため、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、

非常用可搬型無線機ならびに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

#### 【実施計画】

(1) 東日本電信電話(株)長野支店

雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図る。

### 5 文化財の保護

#### 【基本方針】

本町の文化財建造物等の中には、積雪による破損や損傷のおそれがあるものもあるため、適切な雪害対策を講ずる。(資料 16-1「町内の文化財の状況」参照)

#### 【実施計画】

(1) 町(教育委員会)

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

(2) 所有者等

文化財の定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずる。

### 6 住民に対する雪害に関する知識の普及・啓発

#### 【基本方針】

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発を行うとともに、地域で連携して支援する体制の整備を推進する。

#### 【実施計画】

(1) 町(危機管理課、住民福祉課、建設水道課)

降雪・積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図る。また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

### 第1 基本方針

---

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行う。

### 第2 主な取組み

---

- 1 雪処理の担い手確保の体制を整備する。
- 2 避難受入れの体制を整備する。

### 第3 計画の内容

---

#### 1 雪処理の体制づくり

##### 【基本方針】

雪害が発生するおそれがあり通常の除排雪の体制では人材、機材が不足する可能性を想定して、各機関は、雪処理の担い手となる、地域住民、ボランティア、建設業団体の受け入れ等に関する体制の構築に努める。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課、住民福祉課、建設水道課）

- ア 豪雪に備えた地域住民による支援のための取り組みづくりを推進する。
- イ 社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。
- ウ 建設業団体と連携して除排雪に必要な機械の確保を図る。

#### 2 避難受入れ関係

##### 【基本方針】

公民館、学校等の避難施設としての使用が予想される施設の建設にあたっては、雪崩等の災害に対する安全性、寒さに対する配慮等を行う。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課、教育委員会）

- ア 公民館、学校等の公共施設は、雪崩のおそれがない場所へ設置する。
- イ 避難施設等における暖房設備の設置等、寒さに対する配慮を行う。
- ウ 応急仮設住宅等の設置に適した、雪崩のおそれがない場所を把握する。

## 第3節 観測・予測体制の充実

### 第1 基本方針

---

雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、降雪量など雪に関する情報をより迅速かつ正確に提供する体制を整備する。

また、複数の観測機関の協力による住民に対する情報提供体制の整備が必要である。

### 第2 主な取組み

---

- 1 降雪・積雪等に関する観測・予測体制の充実・強化を図る。
- 2 住民に対する情報の提供体制を整備する。

### 第3 計画の内容

---

#### 1 観測・予測体制の充実強化

##### 【基本方針】

降雪・積雪状況を素早く把握できる体制づくりを進めるとともに、降雪・積雪のデータの保存・整理を行う。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課）

ア 応急対策等に活用するため、降雪・積雪に関するデータを保存・整理する。

イ 長野地方気象台からの情報収集のほか、インターネット等を利用したオンラインによる、気象情報の正確な把握ができる体制の整備に努める。

##### (2) 関係機関等（長野地方気象台）

降雪予測の充実を図るとともに、気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。

#### 2 情報提供体制の充実

##### 【基本方針】

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進する。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課）

ア 地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図り、防災行政無線のほか、木曽広域ケーブルテレビ等の活用を検討する。

イ インターネットポータル会社等を利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。

## 第2章 災害応急対策計画

---

本章では、雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有のものについて定める。

### 第1節 災害直前活動

#### 第1 基本方針

---

雪害のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を実施する。

#### 第2 主な活動

---

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達に努める。
- 2 住民等の避難誘導體制を確立する。

#### 第3 活動の内容

---

##### 1 気象警報・注意報等の伝達活動

###### 【基本方針】

長野地方気象台から発表される気象警報・注意報等について、町・関係機関に円滑に伝達を行うとともに、迅速な活動体制をとる。

なお、活動体制については、第2編 第2章第4節「活動体制計画」並びに第3章第3節「非常参集職員の活動」を参照のこと。

###### 【実施計画】

長野地方気象台から発表される雪に関する気象注意報・警報等（次表）に基づき、町及び関係機関は、迅速な活動体制をとる。

##### （1）町（災害対策本部総務部）、関係機関等

- ア 町、防災機関および報道機関は、気象警報・注意報等が発表された場合、町民等に漏れなく、かつ災害時要配慮者にも配慮した住民にとってわかりやすい情報を、事業者との連携による災害情報自動配信（エリアメール）等を利用し速やかに伝えるように努める。

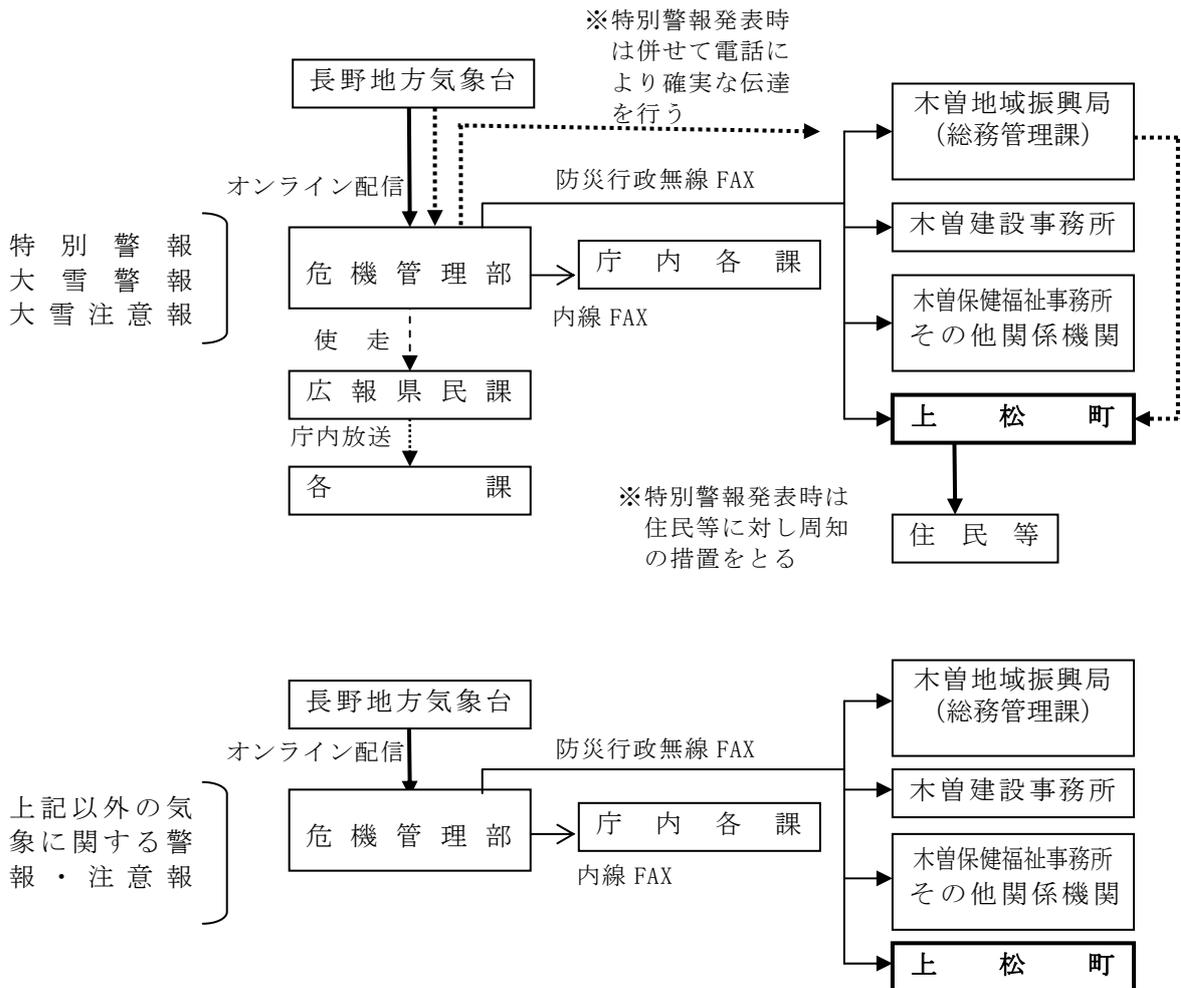
## 長野地方気象台の雪に関する気象注意報及び警報等の発表基準

種 類	発 表 基 準		
暴風雪警報	平均風速 17m/s 以上 雪を伴う		
大雪警報	一 次 細 分	二 次 細 分	積雪の深さ
	南 部	木曾地域	12 時間降雪の深さ 20cm
風雪注意報	平均風速 13m/s 以上 雪を伴う		
大雪注意報	一 次 細 分	二 次 細 分	降雪の深さ
	南 部	木曾地域	12 時間降雪の深さ 10cm
雪崩注意報	表層雪崩：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さが 20cm 以上で風速 10m/s 以上。又は、積雪が 70cm 以上あって、降雪の深さが 30cm 以上。 全層雪崩：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃ 以上、又は日降水量が 15mm 以上。		
融雪注意報	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃ 以上。 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃ 以上で、日降水量が 20mm 以上。		
着氷注意報	著しい着氷が予想される時。		
着雪注意報	著しい着雪が予想される時。		

### イ 伝達系統

雪に関する気象注意報及び警報等は以下のとおり行われる。

#### 気象情報伝達系統図



## 2 住民の避難誘導等

### 【基本方針】

町は、積雪・降雪・融雪等の状況を逐次予測・掌握するとともに、住民の避難が必要とされる場合には、迅速かつ適切な伝達周知および避難誘導等を実施する。

### 【実施計画】

#### (1) 町（全課）

ア 町は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、住民の避難が必要とされる場合には、避難勧告、避難指示を行う。また、災害時要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。

（第2編 第3章第12節「避難収容活動」参照）

イ 状況に応じてヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。（第1編 第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」参照）

## 第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

### 第1 基本方針

---

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大するケースが多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。

このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動を進める。

### 第2 主な活動

---

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動を実施する。
- 2 豪雪時の住民の安全確保を図るための活動を実施する。
- 3 冬期における児童、生徒の教育を確保する。
- 4 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合には応急活動を実施する。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 除雪等活動

##### 【基本方針】

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う。

また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うために、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図るものとする。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（災害対策本部建設水道部）

- ア 除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図る。
- イ 大雪警報等が発令され、更に除雪体制の強化が必要な場合は、町内全業者に依頼し除雪を行う。
- ウ 除雪の他に、凍結防止剤や焼砂の散布を、交通量が多く路面凍結のおそれがある坂道や日陰部分を通勤通学時間帯及び夕方前から実施する。
- エ 大雪警報発令時には、解除になるまで職員が待機し、情報収集及び住民からの問い合わせなどに対応する。

#### (2) 住民

- ア 各戸周辺の除雪を行うなど、町が実施する除雪活動に協力する。
- イ 町で除雪できない町道等の生活道路や自宅周辺については、自力除雪を実施する。
- ウ 除雪車両の妨げとならないよう、路上駐車を行わないよう配慮する。

## 2 住民の安全対策、福祉対策

### 【基本方針】

雪下ろしや除雪作業の際の安全確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全確保のための雪害救助員の派遣を行う。

さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

### 【実施計画】

(1) 町（災害対策本部総務部、住民福祉部、建設水道部）

ア 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施する。

イ 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。

## 3 授業の確保等

### 【基本方針】

小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）においては、児童、生徒の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童、生徒の教育を確保するための対策を講ずる。

### 【実施計画】

(1) 町（災害対策本部教育部、学校長）

ア 学校長は、天候の急変に際して県教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。

イ 学校長は、豪雪による交通機関（バス路線等）の停止又は遅延に際しては、遠隔地通学児童、生徒の実態をふまえ、授業日の振替、始業、終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。

ウ 学校長は、山間部から通学する児童、生徒の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達するなど事故防止に努める。

エ 積雪が一定量を越えると施設等の耐久度により破損するおそれがあるので、学校長は、これを防止するため雪下ろしを実施する。

なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置を講ずる。

## 4 文化財の保護

### 【基本方針】

本町における指定文化財、建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、雪下ろし等適切な応急対策を講ずる。

### 【実施計画】

(1) 所有者等

積雪量が一定量をこえると、文化財、建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがあるため、これを防止するため時期を逸さないよう雪下ろしを実施する。

## 第3節 避難受入れ活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮

### 第1 基本方針

---

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるため、避難受入れ等の活動にあたっては、雪害の特性に応じた配慮を行う。

### 第2 主な活動

---

避難収容等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について配慮する。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 避難受入れ活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮

##### 【基本方針】

雪害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の避難収容等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について十分に配慮して行う。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（災害対策本部総務部）

ア 避難誘導にあたっては、住民に対して雪崩等の危険箇所の所在等避難に資する情報を提供する。

イ 避難所の開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

# 第2部 航空災害対策

## 第1章 災害予防計画

---

航空機の墜落等の大規模な事故の発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

### 第1節 情報の収集・連絡体制の整備

#### 第1 基本方針

---

町は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

#### 第2 主な取組み

---

- 1 関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、住民等からの情報収集体制の整備を行う。

#### 第3 計画の内容

---

##### 1 情報の収集・連絡体制の整備

###### 【基本方針】

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

## 第2節 災害応急体制の整備

### 第1 基本方針

---

町は、あらかじめ、非常時の職員の体制、救助・救急医療、消火活動に必要な体制の整備を図る。

### 第2 主な取組み

---

非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制をあらかじめ整備する。

### 第3 計画の内容

---

#### 1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制

##### 【基本方針】

非常参集体制及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課）

ア 職員の非常参集体制は、第2編 第3章第3節「活動体制計画」に定めるとおり、整備する。

イ 消防機関同士の相互応援体制が円滑に行われるよう、第1編第3章第3節「広域相互応援計画」に定めるとおり、救助活動の支援体制の整備を行う。

#### 2 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

##### 【基本方針】

県、市町村、医療機関等の救助、救急関係機関は、各種活動を迅速、的確に実施するため、必要な資機材の整備に努める。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課・建設水道課）・木曾広域消防本部

救助工作車、救急車、照明車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

## 第2章 災害応急対策計画

---

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

### 第1節 情報の収集・連絡・通信の確保

#### 第1 基本方針

---

町及び航空運送事業者等は、事故発生の情報及び被害の状況について情報を得た場合は速やかに情報の収集、関係機関への連絡にあたる。

#### 第2 主な活動

---

- 1 町は、事故発生の情報及び被害の状況についての情報を得た場合は速やかに情報の収集、関係機関への連絡にあたる。
- 2 職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。被害等の規模によっては、必要に応じて広域応援の要請を行う。
- 3 応急対策の活動状況を相互に連絡し合うとともに、国土交通省等非常災害対策本部との情報交換に努める。

#### 第3 活動の内容

---

##### 1 情報の収集及び報告

###### 【基本方針】

災害発生直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

###### 【実施計画】

###### (1) 町（災害対策本部総務部）

町は、事故発生情報及び被害状況の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに木曾地域振興局へ連絡する。

##### 2 応急活動対策の情報収集

###### 【基本方針】

町は、応急対策の実施状況について相互に情報交換を行うとともに、広域応援体制の必要性について随時国土交通省または非常災害対策本部に対して連絡を行う。

###### 【実施計画】

###### (1) 町（災害対策本部総務部）

応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

## 第2節 活動体制の確立

### 第1 基本方針

---

町は、災害発生後、速やかに活動体制の確立を図るため、必要な措置をとる。

### 第2 主な活動

---

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置する。
- 2 被害等の規模によっては、必要に応じて広域応援の要請を行う。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

##### 【基本方針】

発災を覚知した場合は、速やかに関係職員を参集するとともに、情報収集連絡体制の確立のために必要な措置をとる。

##### 【実施計画】

- (1) 町（災害対策本部総務部）、関係機関

発災を覚知した場合は、第2編 第3章第3節「非常参集職員の活動」において定めるところにより、速やかに関係職員を参集するとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

#### 2 広域応援体制への早急対応

##### 【基本方針】

被害規模により、広域応援体制をとる必要があることから、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき速やかに受援体制を整える。

##### 【実施計画】

- (1) 町（災害対策本部総務部）

災害の規模等により、町の活動のみでは十分な応急活動が行えない場合は、第1編第3章第5節「広域相互応援活動」において定めるところにより、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

## 第3節 搜索、救助、救急及び消火活動

### 第1 基本方針

---

事故による災害が発生した場合には、関係機関は速やかに相互に連携して搜索、消火、救助、医療活動を実施する。

### 第2 主な活動

---

- 1 航空機の遭難等の情報を得た場合は、多様な手段を活用した搜索活動を実施する。
- 2 町は、航空災害が発生した場合は消防機関と連携した消火活動を実施する。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 搜索活動の実施

##### 【基本方針】

東京救難調整本部から、航空機の遭難情報を得た場合は速やかに、ヘリコプター等を活用した搜索活動が実施されるので、町においても情報の収集を行い、搜索活動等を実施する。

##### 【実施計画】

- (1) 町（災害対策本部総務部）、木曾広域消防本部

町は、県から災害の発生情報を得た場合は、速やかに木曾広域消防本部、上松町消防団と連携した搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

#### 2 消火、救助活動の実施

##### 【基本方針】

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、あらかじめ定められた救助計画等により、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

##### 【実施計画】

- (1) 町（災害対策本部総務部）、木曾広域消防本部

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

活動にあたっては、第2編 第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定める救助・救急・消火活動を実施する。

## 第4節 関係者等への情報伝達活動

### 第1 基本方針

---

事故に対する問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

### 第2 主な取組み

---

被災家族や一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

### 第3 活動の内容

---

被災家族や地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

# 第3部 道路災害対策

## 第1章 災害予防計画

### 第2節 道路（橋梁等を含む）の整備

#### 第1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、災害・事故の予防をも含め安全に配慮した道路（橋梁等を含む）整備を進める。

また、気象条件により自然災害・事故等の発生のおそれがあるときは、未然にこれを防ぐための施設を整備する。

#### 第2 主な取り組み

道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性を確保するため、危険箇所の点検を実施し、道路（橋梁等を含む）の整備を図る。

#### 第3 計画の内容

##### 1 道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性の確保

###### 【基本方針】

自然災害・事故が発生した場合、道路（橋梁等を含む）は、落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される。各道路管理者ならびに警察等関係機関は、道路（橋梁等を含む）について自然災害・事故等に対する未然防止、被害拡大防止、二次災害防止等の対策の強化を図る。

###### 【実施計画】

###### (1) 町

ア 町は、それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。

イ 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図る。

###### (2) 関係機関

ア 自然災害・事故等が予測される危険箇所等について現場点検の実施に努め、緊急度の高い箇所から逐次必要な対策を実施する。

イ 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。

ウ 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

## 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

### 第1 基本方針

---

自然災害・事故等が発生した場合に備えて、平素から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。

### 第2 主な取組み

---

- 1 関係各機関において緊急に必要な相互支援について、連携の強化等、災害応急体制を整備する。
- 2 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

### 第3 計画の内容

---

#### 1 災害応急体制の整備

##### 【基本方針】

自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れる恐れがある。

この対策として被災後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化しておく。

また、医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の関係を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める。

##### 【実施計画】

##### （1）町（危機管理課）

関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

#### 2 関係者への的確な情報伝達体制の整備

##### 【基本方針】

道路事故に関する情報を常に伝達できるよう体制の整備を行う。

##### 【実施計画】

##### （1）町（危機管理課）

道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備する。

## 第2章 災害応急対策計画

---

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じ迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。

被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

### 第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

#### 第1 基本方針

---

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握しその後の救急・救助活動や応急対策に資するようにする。

#### 第2 主な活動

---

情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

#### 第3 活動の内容

---

##### 1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

###### 【基本方針】

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要である。このため、迅速な情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

また、被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努める。

###### 【実施計画】

###### (1) 町（災害対策本部総務部）

パトロール等の結果や通報、町防災行政無線等により入手した情報を、県防災行政無線等を活用して、速やかに県、関係各機関へ通報する。

## 第2節 救急・救助・消火活動

### 第1 基本方針

---

道路災害が発生した場合には、負傷者の救急・救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が協力体制を確立する。

### 第2 主な活動

---

町及び関係各機関は、道路事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助活動に努める。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 救急・救助活動

##### 【基本方針】

道路災害発生時においては、何をおいても人命を第一とし、迅速な救急・救助活動に努める。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（災害対策本部総務部）

第1編第3章第6節「救助・救急・医療活動」及び第7節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

## 第3節 災害応急対策の実施

### 第1 基本方針

---

各機関は、自然災害・事故等が発生した場合は、災害応急対策を円滑かつ強力で推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

また、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに道路利用者に周知する。

### 第2 主な活動

---

- 1 町は、路上障害物除去、緊急輸送路確保等の応急活動を実施する。また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、路上障害物除去、交通規制、迂回道路の設定等の応急措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。関係各機関において緊急に必要な相互支援について、連携の強化等、災害応急体制を整備する。
- 2 関係機関の間で整備した業務協定等に基づく応急活動を実施する。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 応急活動の実施

##### 【基本方針】

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限度にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。

##### (1) 町（災害対策本部建設水道部）

行政区域内の道路（橋梁等を含む）の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

#### 2 関係機関の協力体制の確立

##### 【基本方針】

関係各機関が協力して活動することは、災害応急対策を実施するうえで有効である。このため各機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（災害対策本部建設水道部）

必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。

## 第4節 関係者への情報伝達活動

### 第1 基本方針

---

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるよう、適切に人員を配置する等により対処する。

### 第2 主な活動

---

被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 被災家族等に対する的確な情報伝達

##### 【基本方針】

被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（災害対策本部総務部）

ア 道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

イ 被災家族等に的確に対応できるよう、必要な人員を配置する。

ウ 放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

## 第5節 道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動

### 第1 基本方針

---

道路管理者は、迅速かつ的確に道路（橋梁等を含む）の応急復旧を行い、早期に道路交通の確保に努める。

### 第2 主な活動

---

道路交通の早期回復のため、道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施する。

# 第4部 鉄道災害対策

本編において災害とは、災害対策基本法及び同法施行令の規定に基づく、大規模な事故を要因とする被害の発生をいい、具体的には、鉄道における列車の衝突等に起因する多数の死傷者等の発生といった、大規模な鉄道事故による被害をいう。

## 第1章 災害予防計画

---

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

### 第1節 鉄道施設・設備の整備・充実等

#### 第1 基本方針

---

大規模鉄道事故の防止のために、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する。

また、被害がさらに拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置を講じる。

#### 第2 主な取組み

---

- 1 町及び鉄道事業者は、踏切道の改良のため必要な対策を講じる。
- 2 町及び道路管理者は、鉄道施設周辺の安全を確保するために必要な対策を講じる。
- 3 町は、鉄道事故による住民生活への支障等を防止するために必要な措置を講じる。

#### 第3 計画の内容

---

##### 1 踏切道の保守・改良

###### 【基本方針】

鉄道事故を防止するため、踏切道の保守・改良等に万全を期す。

###### 【実施計画】

###### (1) 町（建設水道課）

踏切道の改良のため、以下の対策の実施に努める。

- ア 踏切道の立体交差
- イ 踏切道の構造の改良
- ウ 踏切保安設備の整備

##### 2 鉄道施設周辺の安全の確保

###### 【基本方針】

鉄道事故を防止するため、鉄道施設周辺の安全を確保するための適切な措置を講じる。

## 【実施計画】

### (1) 町（建設水道課）

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講じる。

## 3 被害の拡大を防止するための事前の措置

### 【基本方針】

大規模事故が発生した際に、さらなる被害の拡大を防ぐために、あらかじめ適切な措置を講じておく。

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課・建設水道課）

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民生活への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 第1 基本方針

---

大規模鉄道事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を行う。

事故発生時においては、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連携体制を確立する。

### 第2 主な取組み

---

- 1 町及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 町及び鉄道事業者は、応急措置のための救急救助体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。
- 3 町及び医療機関等は、日頃から相互の連携を密にし、応援・協力体制の確立を図る。
- 4 町及び鉄道事業者は、緊急輸送活動のための体制の整備を図る。

### 第3 計画の内容

---

#### 1 情報収集・連絡体制の整備

##### 【基本方針】

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日頃から関係機関相互の連絡を緊密にし、情報収集・連絡体制をあらかじめ整備する。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課・建設水道課）

ア 事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日頃から相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておく。

イ 特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある浮き石、落石等を発見した場合に、必要に応じて相互に連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立する。

#### 2 救助・救急・医療・消火活動のための体制の整備

##### 【基本方針】

事故発生時における迅速かつ円滑な救助・救急・医療及び消火活動のため、適切な体制を整備し、関係機関相互の連携を強化する。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課）

第1編第2章第5節「救助・救急・医療計画」及び第6節「消防・水防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努める。

#### 3 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

##### 【基本方針】

医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、事故発生時の医療情報が速やか

に入手できるよう努める。

#### **【実施計画】**

##### (1) 町（危機管理課）

ア 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

イ 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておく。

#### **4 緊急輸送活動のための体制の整備**

##### **【基本方針】**

事故発生時の応急活動に必要な人員・資機材等の輸送のため、道路交通管理体制を整備するとともに、緊急自動車の整備等に努める。

##### **【実施計画】**

##### (1) 町（危機管理課・建設水道課）

町及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

## 第2章 災害応急対策計画

---

本章では、大規模鉄道事故が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、鉄道事故に特有のものについて定める。

### 第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

#### 第1 基本方針

---

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する。

#### 第2 主な活動

---

- 1 鉄道事故情報等について、鉄道事業者及び県から収集し、関係機関に円滑かつ迅速に伝達する。
- 2 大規模鉄道事故発生直後の人的被害等の第1次情報、一般被害情報及び応急対策の活動情報等については、各関係機関が速やかにこれを調査・収集し、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに伝達する。

#### 第3 活動の内容

---

##### 1 鉄道事故情報等の連絡

###### 【基本方針】

大規模鉄道事故が発生した際に、速やかに初動体制を確立するため、事故発生情報を直ちに収集し伝達する。

###### 【実施計画】

###### (1) 町（災害対策本部総務部）

- ア 町は、県及び関係機関と協力し、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、必要に応じて互いに連絡を取り合う。
- イ 発見又は連絡に基づき、町及び県は直ちに、警戒体制の強化、避難勧告、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。

## 第2節 活動体制及び応援体制

### 第1 基本方針

---

大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するためには各関係機関が速やかに活動体制を整える。

### 第2 主な活動

---

- 1 町は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、被害の規模等により必要に応じて、応援を要請し又は応援を実施する。
- 2 町は、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、自衛隊に災害派遣を要請するための手続きをとる。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 広域応援体制

##### 【基本方針】

大規模鉄道事故が発生した場合には、その被害の状況等に応じて、県・市町村は広域応援を要請し、また他の県・市町村からの要請に応じて応援を行う。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（災害対策本部総務部）

- ア 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、他市町村に応援を求める。
- イ 他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。

#### 2 自衛隊派遣要請

##### 【基本方針】

大規模鉄道事故が発生した場合において、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、県は自衛隊に災害派遣を要請する。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（災害対策本部総務部）

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、第1編第3章第5節「自衛隊災害派遣活動」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

## 第3節 救助・救急・医療活動及び消火活動

### 第1 基本方針

---

大規模鉄道事故が発生した場合には、負傷者等の救助・救急活動・医療活動及び初期消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が強力に連携する。

### 第2 主な活動

---

県、町及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助・医療活動及び消火活動に努める。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 救助・救急・医療活動及び消火活動

##### 【基本方針】

救助・救急・医療活動及び消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、県・町及び鉄道事業者等が協力し連携する。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（災害対策本部総務部）

第1編第3章第6節「救助・救急・医療活動」及び第7節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

##### (2) 東海旅客鉄道（株）

ア 事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、各関係機関の行う救助・救急活動に可能な限り協力するよう努める。

イ 事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う消火活動に可能な限り協力するよう努める。

## 第4節 関係者等への情報伝達活動

### 第1 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の各種情報をきめ細かに正確に提供する。

また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

### 第2 主な活動

- 1 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 関係者、一般住民等への情報伝達活動

##### 【基本方針】

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により、災害の状況、安否状況、医療機関などの各種情報をきめ細かに正確に提供する。

##### 【実施計画】

(1) 町（災害対策本部総務部）、関係機関、東海旅客鉄道㈱

ア 町は、鉄道事業者及び県と緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況の全般を掌握し、被災者家族、一般住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

イ 的確な情報を提供するため必要な人員を配置するとともに、放送事業者、通信社、新聞社、インターネット関連会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

ウ 関係機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等の情報を提供する。

J R 東海連絡先一覧

区分	連絡先	電話・FAX 番号
日中連絡先	東海鉄道事業本部 工務部 工事課	TEL 052-564-2486 FAX 052-564-2486
	木曾福島工務区 (塩尻・十二兼間 234K982m～304K100m)	TEL 0264-22-2231 FAX 0264-24-3028
	中津川工務区 (十二兼・坂下間 304K100m～317K650m)	TEL 0573-66-1311 FAX 0573-66-6749
緊急時・夜間連絡先	J R 東海総合指令所	TEL 052-564-2466 FAX 052-564-2345

# 第5部 危険物等災害対策

## 第1章 災害予防計画

---

危険物等の漏洩・流出、火災・爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

### 第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

#### 第1 基本方針

---

危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。

#### 第2 主な取組み

---

危険物等関係施設における安全性の確保を図る。

#### 第3 計画の内容

---

##### 1 危険物等関係施設の安全性の確保

###### 【基本方針】

危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る。

###### 【実施計画】

###### (1) 町（危機管理課）、木曾広域消防本部

木曾広域消防本部と協力し以下の対策を実施する。

###### ア 規制及び指導の強化

(ア) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

(イ) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

(ウ) 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

a 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

b 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全

## 管理状況

### イ 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自衛消防体制の整備について指導する。

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 第1 基本方針

---

危険物等関係施設における災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要がある、そのために平常時から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備する。

### 第2 主な取組み

---

- 1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- 2 危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。

### 第3 計画の内容

---

#### 1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

##### 【基本方針】

危険物等関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められている。これらの法令に加えて、災害の拡大を防止するため、関係機関との連携の強化等保安体制の整備を一層推進する。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課）、木曾広域消防本部

木曾広域消防本部と協力し、以下の対策を実施する。

##### ア 消火資機材の整備促進

町は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図る。

##### イ 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導する。

##### ウ 県警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

#### 2 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

##### 【基本方針】

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等をさらに進めるとともに、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を推進する。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課）、木曾広域消防本部

木曾広域消防本部と協力し、以下の対策を実施する。

##### ア 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。

イ 消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

ウ 給水車、給水タンク及び水道事業者相互間の水道連結管の整備促進を図るとともに、他の水道事業者等との相互応援体制を整備する。

## 第2章 災害応急対策計画

---

本章では、危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定める。

### 第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

#### 第1 基本方針

---

危険物等による大規模な事故が発生した場合、被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、関係機関は効果的な通信手段・機材を用いて、情報の収集・連絡を迅速に行う。

#### 第2 主な活動

---

効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。

#### 第3 活動の内容

---

##### 1 災害情報の収集・連絡活動

###### 【基本方針】

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

###### 【実施計画】

###### (1) 町（災害対策本部総務部）

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡する。

（第1編 第3章第1節「災害情報の収集・連絡活動」参照）

## 第2節 災害の拡大防止活動

### 第1 基本方針

---

危険物等施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害拡大防止及び被害の軽減を図る。

### 第2 主な活動

---

危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 危険物等施設における災害拡大防止応急対策

##### 【基本方針】

被害を最小限にとどめるため、住民等の救出・救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。

##### <危険物関係>

危険物等施設の災害時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生等被害の拡大防止のため応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

##### <毒物劇物関係>

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等で、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生した場合は、直ちに的確な情報を保健福祉事務所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

##### <タンクローリー等の横転事故関係>

道路におけるタンクローリー等の横転事故等により危険物等が漏洩した場合は、道路管理者、警察署等は、交通規制等を実施する。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（災害対策本部総務部、住民福祉部）、木曾広域消防本部

危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

木曾広域消防本部と協力し、以下の対策を実施する。

##### <危険物関係>

#### ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

町長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

#### イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制は、震災対策編に準じて実施する。

#### ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる項目について指導する。

##### (ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をする。

##### (イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

##### (ウ) 危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

##### (エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

###### a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

###### b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

##### (オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

##### (カ) 従業員及び周辺住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺住民の安全確保のための措置を行う。

#### <毒物劇物関係>

ア 周辺住民に対して広報活動を行う。

イ 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

ウ 飲料水汚染がある場合、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

#### <共通事項>

ア 危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は第1編 第3章第6節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

## 第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策

### 第1 基本方針

---

危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民への健康被害を与えるおそれがあるため、町、県及び関係機関は、密接に連携をとりつつ、必要な資機材を迅速に調達し、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図る。

### 第2 主な活動

---

危険物等の除去及び環境モニタリングを実施する。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 危険物等大量流出時における応急対策

##### 【基本方針】

危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、必要な措置を講ずる。

危険物等の除去及び環境モニタリングを実施し、周辺住民への影響を最小限に抑える。

また、その際、水質汚濁対策連絡協議会等既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。

##### 【実施計画】

#### (1) 町、木曽広域消防本部

木曽広域消防本部と協力し、以下の対策を実施する。

ア オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。

イ 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

ウ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

エ 環境モニタリングを実施する。

# 第6部 大規模な火事災害対策

## 第1章 災害予防計画

---

近年は、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増している。

このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを形成する。

### 第1節 災害に強いまちづくり

#### 第1 基本方針

---

町は、地域の特性に配慮しつつ大規模な火事災害発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強いまちづくりを行う。

#### 第2 主な取組み

---

- 1 大規模な火事災害に強いまちの形成
- 2 火災に対する建築物の安全化

#### 第3 計画の内容

---

##### 1 大規模な火事災害に強いまちの形成

###### 【基本方針】

町は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強いまちづくりを行う。

###### 【実施計画】

###### (1) 町（危機管理課、建設水道課）

ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

イ 都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定めるものとし、防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

ウ 防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。

エ 町道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。

オ 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いまちづくりを積極的に推進する。

カ 防災上危険な密集市街地について、防災機能の確保等、整備を総合的に推進する。

## 2 火災に対する建築物の安全化

### 【基本方針】

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課、建設水道課、教育委員会）

ア 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導する。

イ 防火地域・準防火地域以外の市街地において、建築基準法第22条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進する。

ウ 学校等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。

エ 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の定期的な点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進する。また、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう適正な維持管理を行うものとする。

オ 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進を促す。また、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

### 第1 基本方針

---

大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行う。

### 第2 主な取組み

---

- 1 救助・救急用資機材の整備を図る。
- 2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備を行う。
- 3 消火活動の計画を策定する。
- 4 避難誘導計画の整備を図る。

### 第3 計画の内容

---

#### 1 救助・救急用資機材の整備

##### 【基本方針】

救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も進める。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておくよう努める。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）、木曾広域消防本部、上松町消防団

ア 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

イ 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

#### 2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

##### 【基本方針】

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が、適切・迅速に入手することが不可欠である。そのため、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療

情報が速やかに入手できるよう努める。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整に努める。

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）、木曾広域消防本部、上松町消防団

ア 大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

- (ア) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- (イ) 最先到着隊による措置
- (ウ) 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- (エ) 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- (オ) 各活動隊の編成と任務
- (カ) 消防団の活動要請
- (キ) 通信体制
- (ク) 関係機関との連絡
- (ケ) 報告及び広報
- (コ) 訓練計画
- (サ) その他必要と認められる事項

イ 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

ウ 関係機関の協力を得て、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

#### (2) 関係機関（医療機関）

医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。

## 3 消火活動の計画

### 【基本方針】

大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるように消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課）、木曾広域消防本部、上松町消防団

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

#### ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図る。

#### イ 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

#### ウ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

#### エ 火災予防

##### (ア) 防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか広報媒体等を通じて、住民等に対する消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

##### (イ) 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

##### (ウ) 危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。

a 可燃物と酸化剤の混合による発火

b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

c 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

カ 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の、火災防御計画等を定める。

キ 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

#### 4 避難誘導計画

##### 【基本方針】

大規模な火災災害時等における避難誘導に係る計画をあらかじめ定める。

##### 【実施計画】

(1) 町（危機管理課・建設水道課）

ア 町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。また防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置をとる。

イ 町は、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、大規模な火災災害時の指定緊急避難場所として指定するものとする。なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

## 第2章 災害応急対策計画

---

本章では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。

### 第1節 消火活動

#### 第1 基本方針

---

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

#### 第2 主な取り組み

---

二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。

#### 第3 活動の内容

---

##### 【基本方針】

大規模な火事災害発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

##### 【実施計画】

(1) 町（災害対策本部総務部）、木曾広域消防本部、上松消防団

ア 消火活動関係

(ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

(イ) 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に大規模な同時多発火災発生時には、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

(ウ) 応援要請等

a 町長及び木曾広域消防本部消防長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を第1編第3章第3節「広域相互応援活動」により行う。

b ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第1編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

イ 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時には、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかにを行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、第1編第3章第6節「救助・救急・医療活動」に定める。

(2) 住民、事業所及び自主防災組織等

ア 初期消火活動等

住民等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

イ 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

## 第2節 避難誘導活動

### 第1 基本方針

---

大規模な火事災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置を講じる。

### 第2 主な取組み

---

災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

### 第3 活動の内容

---

#### 【基本方針】

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

避難誘導活動においては、特に高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者に配慮した措置を講じる。

#### 【実施計画】

##### (1) 町（災害対策本部全部）

庁舎、社会福祉施設、町営住宅、町立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

##### (2) 建物の所有者等

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

# 第3章 災害復旧・復興計画

---

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

## 第1節 計画的復興の進め方

### 第1 基本方針

---

大規模な火事災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解をもとめながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

### 第2 主な活動

---

複数の機関が関係し、高度化、複雑化及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画を作成し、体制を整備する。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 復興計画の作成

##### 【基本方針】

被災地域の再建に当たり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するための復興計画を作成するものとする。

また、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（災害対策本部総務部）

関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

# 第7部 林野火災対策

## 第1章 災害予防計画

---

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに消失するばかりでなく、気象現象によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないため、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制の整備を図る。

### 第1節 林野火災に強い地域づくり

#### 第1 基本方針

---

町は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。

#### 第2 主な取組み

---

- 1 関係機関等と連携を図り、林野火災消防計画を確立する。
- 2 林野火災消防計画に基づく予防対策を実施する。

#### 第3 計画の内容

---

##### 1 林野火災消防計画の確立

###### 【基本方針】

町は、関係機関等と連携を図り、林野火災消防計画を作成し、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。

###### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課、産業観光課）、木曾広域消防本部

町は、木曾広域消防本部等と連携を図り、林野火災消防計画を作成する。計画の作成にあたっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

##### ア 特別警戒実施計画

- (ア) 特別警戒区域
- (イ) 特別警戒時期
- (ウ) 特別警戒実施要領

##### イ 消防計画

- (ア) 消防分担区域
- (イ) 出動計画

- (ウ) 防御鎮圧要領
- ウ 資機材整備計画
- エ 防災訓練の実施計画
- オ 啓発運動の推進計画

## 2 予防対策の実施

### 【基本方針】

林野火災消防計画に基づき、住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

### 【実施計画】

#### (1) 町（危機管理課、産業観光課）、木曾広域消防本部

町は、林野火災予防のため木曾広域消防本部と連携を図り、次の事業を行う。

##### ア 防火思想の普及

- (ア) 防災関係機関の協力を得て、入山者、住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。
- (イ) 林野火災予防協議会の設置等の推進を図る。
- (ウ) 自主防災組織の育成を図る。

##### イ 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

- (ア) 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。
- (イ) 林野火災予防マップ作成の推進を図る。
- (ウ) 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム（治山ダムへの開閉装置の設置）、防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。
- (エ) 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進する。

##### ウ 森林保全巡視員及び森林保全推進員による巡視

##### エ 林野所有（管理）者に対する指導

- (ア) 火の後始末の徹底
- (イ) 防火線・防火樹帯の設置
- (ウ) 自然水利の活用による防火用水の確保
- (エ) 火入れ、地ごしらえ、焼畑等にあたっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法の確立  
火入れを行う者に対し、火入れ許可を必ず受けるよう徹底を図るものとする。
- (オ) 火災多発期における監視パトロール等の強化
- (カ) 消火のための水の確保等

##### オ 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく、林野火災時における広域的な消防体制の整備を図る。

## 第2節 林野火災防止のための情報の充実

### 第1 基本方針

---

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

### 第2 主な取組み

---

- 1 気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制の整備に努める。
- 2 林業関係者、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

### 第3 計画の内容

---

#### 1 気象情報の収集体制の整備

##### 【基本方針】

気象警報・注意報の発表等、気象状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、気象状態の変化に対応した予防対策を講ずる。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課）

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

#### 2 林野火災関連情報等の収集体制の整備

##### 【基本方針】

防火広報、警戒活動を効果的に実施するため、林野火災多発時期における監視パトロール等により、入山者の状況等の把握可能な体制を確立する。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課、産業観光課）

ア 林野火災の発生しやすい時期において、広報車等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立するものとする。

イ 木曾警察署と連携し、登山者に対して入山届の提出を行うよう指導を強化する。

ウ 木曾警察署、中部森林管理局と相互に連携し、入山者（入林者）数を把握する体制の整備に努める。

## 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

### 第1 基本方針

---

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行うこととする。

### 第2 主な取組み

---

- 1 情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備を図る。
- 2 関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。
- 3 消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。
- 4 防災関係機関等と防災訓練を実施する。

### 第3 計画の内容

---

#### 1 情報の収集・連絡関係

##### 【基本方針】

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。また、必要に応じヘリコプター、車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課）

ア 防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進める。

イ ヘリコプター又は車両等による現地情報の収集体制を整備する。（第2編 第2章 第3節「情報の収集・連絡体制計画」参照）

#### 2 災害応急体制の整備関係

##### 【基本方針】

関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（危機管理課）

ア 職員の参集等活動体制の確認を行う。

イ 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。

### 3 消火活動関係

#### 【基本方針】

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

#### 【実施計画】

(1) 町（危機管理課）、木曾広域消防本部、上松町消防団

ア 木曾広域消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。

イ 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。

### 4 防災訓練の実施

#### 【基本方針】

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

#### 【実施計画】

(1) 町（危機管理課）、木曾広域消防本部、上松町消防団

ア 木曾広域消防本部と協力し、防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。

イ 消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。（資料 20-1「長野県林野火災空中消火実施要領」、資料 20-2「長野県林野火災空中消火資機材貸付要綱」参照）

## 第2章 災害応急対策計画

---

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

### 第1節 林野火災の警戒活動

#### 第1 基本方針

---

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

#### 第2 主な活動

---

林野火災の発生のおそれがある場合、火災予防広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う。

#### 第3 活動の内容

---

##### 1 林野火災の警戒活動

###### 【基本方針】

林野火災の発生のおそれのある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

###### 【実施計画】

(1) 町（災害対策本部総務部、産業観光部）、木曽広域消防本部

ア 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について事前に木曽広域消防本部等と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接町村に近接している場合は、関係町村に通知する。

イ 火入れ、たき火、喫煙等の制限

(ア) 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

(イ) 長野地方气象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

(ウ) 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹出し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、木曽広域ケーブルテレビ等を通じ、周知徹底する。

## 第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制の確立

### 第1 基本方針

---

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

### 第2 主な活動

---

災害情報の収集及び連絡体制・通信手段を確保する。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 発災直後の情報の収集・連絡体制

##### 【基本方針】

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（災害対策本部総務部）

ア ヘリコプターによる偵察の要請(第1編 第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」参照)

イ 職員の災害現場への派遣

## 第3節 活動体制の確立

### 第1 基本方針

---

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

### 第2 主な活動

---

- 1 災害情報の収集・連絡を実施する。
- 2 事業者の消火活動に対する協力体制を確立する。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 災害情報の収集・連絡体制

##### 【基本方針】

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

##### 【実施計画】

- (1) 町（災害対策本部総務部）、木曾広域消防本部
  - ア 職員の災害現場への派遣及び状況報告（第1編 第3章第1節「災害情報の収集・連絡活動」参照）
  - イ 木曾広域消防本部からの県への火災即報の送信
  - ウ 状況に応じ、消防防災ヘリコプター等の応援要請の実施（第1編 第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」参照）

#### 2 林野所有（管理）者の活動体制

##### 【基本方針】

林野所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援を行う。

##### 【実施計画】

- (1) 町（災害対策本部総務部）、木曾広域消防本部  
林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。
- (2) 中部森林管理局木曾森林管理署、林野所有（管理）者等  
初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力をを行う。

## 第4節 消火活動

### 第1 基本方針

---

被害の拡大を最小限に食い止めるため関係機関が連携して消火活動を実施する。

### 第2 主な活動

---

地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 消火活動

##### 【基本方針】

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

##### 【実施計画】

#### (1) 町（災害対策本部全部）、木曾広域消防本部

町は、林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるので、消火活動にあたっては木曾広域消防本部と協力し、次の事項を検討して最善の方途を講ずる。

- ア 出動部隊の出動区域
- イ 出動順路と防御担当区域
- ウ 携行する消防機材及びその他の器具
- エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設定
- キ 救急救護対策（第1編 第3章第6節「救助・救急・医療計画」参照）
- ク 住民等の避難（第2編 第3章第12節「避難収容活動」参照）
- ケ 空中消火の要請（第1編 第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」参照）

空中消火の要請を行った場合は、町は速やかに資料20-1「長野県林野火災空中消火実施要領」に定められた体制を取る。

#### (2) 中部森林管理局木曾森林管理署

##### ア 国有林火災の場合の通報連絡

国有林又は国有林付近の林野火災を覚知した場合は、速やかに木曾広域消防本部に通知するとともに、火災の拡大防止に努める。

- イ 広域消火活動のため、自衛隊の派遣を必要とするときは、第1編 第3章第5節「自衛隊災害派遣活動」により、知事に要請する。

## 第5節 二次災害の防止活動

### 第1 基本方針

---

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降水等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

### 第2 主な活動

---

二次災害発生を防止する措置を講ずるとともに、関係機関への情報提供を行う。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 二次災害の防止活動

##### 【基本方針】

危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講ずる。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（災害対策本部総務部）

県土木部が行う緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

## 第3章 災害復旧計画

---

### 第1 基本方針

---

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

### 第2 主な活動

---

森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。

### 第3 活動の内容

---

#### 1 林野火災跡地の復旧

##### 【基本方針】

事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（災害対策本部産業観光部）

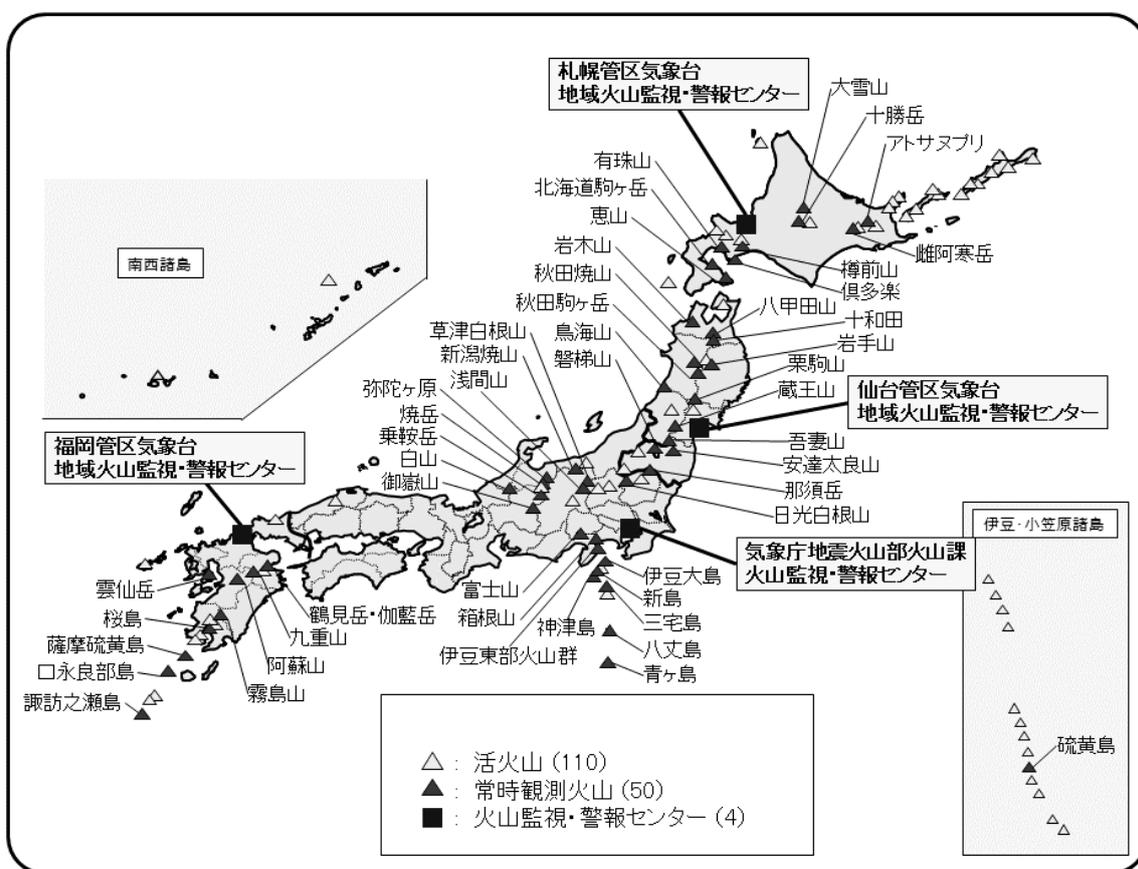
寡雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。

# 第8部 火山災害対策

## 第1章 総則

我が国には110の活火山がある。火山噴火予知連絡会では、このうち50山を「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定し、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、地震計、傾斜計、空振計、GNSS観測装置、監視カメラ等の火山観測施設を整備し、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。噴火の影響が上松町にも及ぶと想定される火山は、御嶽山のほか、乗鞍岳、白山、富士山などがあげられる。

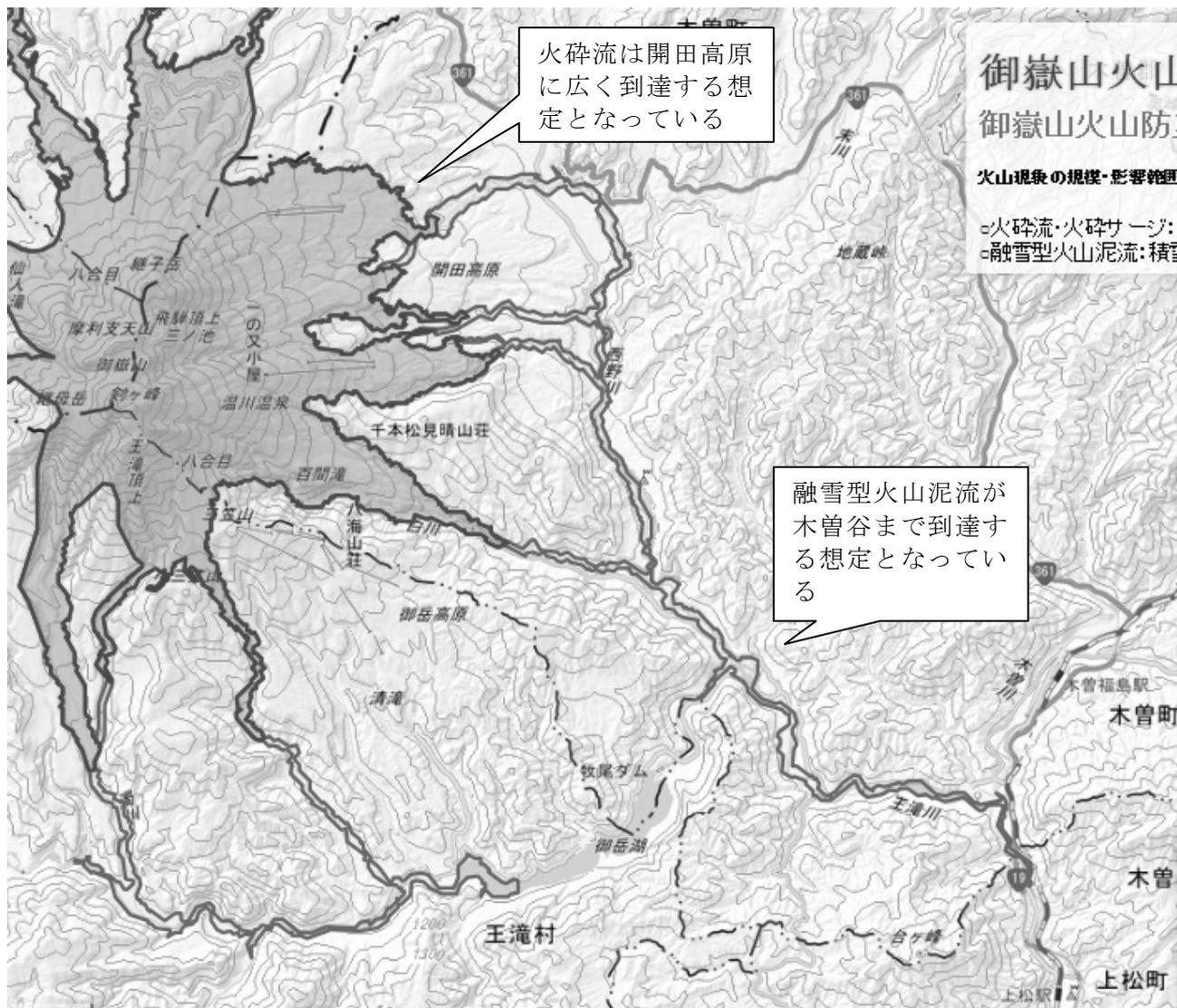
火山活動を24時間体制で監視している火山（常時観測火山）



資料：気象庁

とりわけ御嶽山は火山活動が活発で、たびたび噴火による被害が生じているだけでなく、御嶽山火山防災協議会による被害想定では、融雪型火山泥流（マグマ等の噴出物が周囲の雪を溶かし、溶けた水が土砂等と一緒に谷沿いを流れ下る現象）が木曾川棧付近の上松町地内に到達する想定となっており、本町においても細心の対策が求められる。

融雪型火山泥流の到達範囲



## 第2章 災害予防計画

### 第1節 火山災害に強いまちづくり

#### 第1 基本方針

町は、地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強いまちづくりを行う。県内及び近隣には10の活火山があり、比較的、町に近いのは御嶽山である。距離的にも、爆発・噴火によって甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては、降灰、融雪型火山泥流の一部到達などの被害が考えられるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる。

#### 第2 主な取り組み

- 1 交通・通信施設の火山災害に対する安全性の確保、治山、治水、砂防事業等の総合的、計画的推進等により災害に強い地域基盤を形成する。
- 2 総合的災害対策の推進等による火山災害に強い安全安心なまちづくりを推進する。

#### 第3 計画の内容

##### 【基本方針】

町は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、火山噴火等にかかわる災害から町の地域、住民並びに一般観光客の生命、身体、財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。

##### 【実施計画】

#### 1 火山災害に強いまちの形成（危機管理課）

- (1) 必要に応じ、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、火山災害にも考慮した防災マップ等の整備を推進する。
- (2) 道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。
- (3) 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。
- (4) 町は、火山防災協議会が実施する来訪者を想定した訓練並びに宿泊施設、観光施設及び交通施設等の訓練への参加に努めると共に、訓練により明らかになった課題等について検討し、火山防災対策の充実に努める。

#### 2 火山災害に対する建築物等の安全性（危機管理課、建設水道課）

不特定多数の者が利用する建築物等については、火山災害に対する安全性の確保についても配慮する。

#### 3 ライフライン施設等の機能の確保（建設水道課）

- (1) 上水道等の施設の火山災害に対する安全の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

- (2) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

#### 4 降灰対策（危機管理課）

火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

#### 5 災害応急対策等への備え（全課）

災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。

#### 6 火山災害警戒地域指定市町村の責務の推進

本町は、火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として、活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域に指定されている。

指定市町村として、火山防災協議会を組織し、警戒避難体制の強化に努める。

##### 活動火山対策特別措置法第6条第1項により、地域防災計画に定める事項

- |   |
|---|
| <p>一 火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p> <p>二 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項</p> <p>三 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> |
|---|

# 第3章 災害応急対策計画

## 第2節 災害発生直前対策

### 第1 基本方針

火山災害については、その活動状況から、噴火等の災害発生の危険性を予測することが可能であり、噴火警報・予報等の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策が重要である。要配慮者を含め、迅速に避難できるよう対策を進める。

### 第2 計画の内容

#### 1 住民に対する噴火警報・予報等の伝達

##### 【基本方針】

火山活動等に異常が見られ、噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報が発表された時は、住民、登山者等に対して情報の迅速な伝達活動を実施する。

##### 【実施計画】

##### (1) 町（災害対策本部総務部）

ア 県、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、所在の官公署に周知する措置をとる。

イ 長野地方気象台から県（危機管理防災課）を通じて噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報の通報を受けた時は、住民、登山者等に対して広報活動を行う。

ウ 住民から噴火等の災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに長野地方気象台及び関係機関に伝達する。

##### (2) 住民

火山に関する以下の様な異常を発見した者は、ただちに市町村長又は警察官に通報する。

ア 噴煙：噴煙の増加または減少、色の変化

イ 火口付近の状態：噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶融、地割れの出現、火口底の地形変化

ウ 地熱地帯の状態：地熱地帯の出現または拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ

エ 鳴動：異常音の発生

オ 火山性地震：有感地震の発生

カ 温泉、湧水：新温泉の湧出、湯量の増加または減少、温度の変化

キ 河川、湖沼、井戸などの異常：変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動

ク その他：火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体など

噴火警報及び噴火予報の発表基準等（御嶽山）

種別	名称	対象範囲	発表基準	住民等の行動及び入山者等への対応	想定される現象等	レベル	警戒事項等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域およびそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	危険な居住地域からの避難等が必要。	噴火が発生し、大きな噴石や溶岩流や火砕流（積雪期には融雪型火山泥流）が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし	レベル5	避難
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきたと予想される場合	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流（積雪期には融雪型火山泥流）が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 有史以降の事例なし	レベル4	避難準備
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。	大きな噴石の飛散が1kmを超える噴火が発生すると予想されるが、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火が発生する可能性はないと予想されるなど。 【過去事例】 1979年10月28日	レベル3	入山規制
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	地震活動の高まりや地殻変動等により、小規模噴火の発生が予想されるなど。 【過去事例】 2007年3月後半など。	レベル2	火口周辺規制
予報	噴火予報	火口内等	噴火活動が静穏な状態。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。（噴火警報解除時）	状況に応じて火口内への立入規制等	火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。	レベル1	平常

## 気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターが発表する情報の種類

### 1 噴火警報・予報

#### ・ 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)

気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

#### ・ 噴火予報

気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターが、警報の解除等を行う場合に発表する。

### 2 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

### 3 降灰予報

噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する。

### 4 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

### 5 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報および降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが発表する。

### 6 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等を取りまとめたもので、必要に応じて発表する。

### 7 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況等を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて発表する。

### 8 週間火山概況

過去一週間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。

### 9 月間火山概況

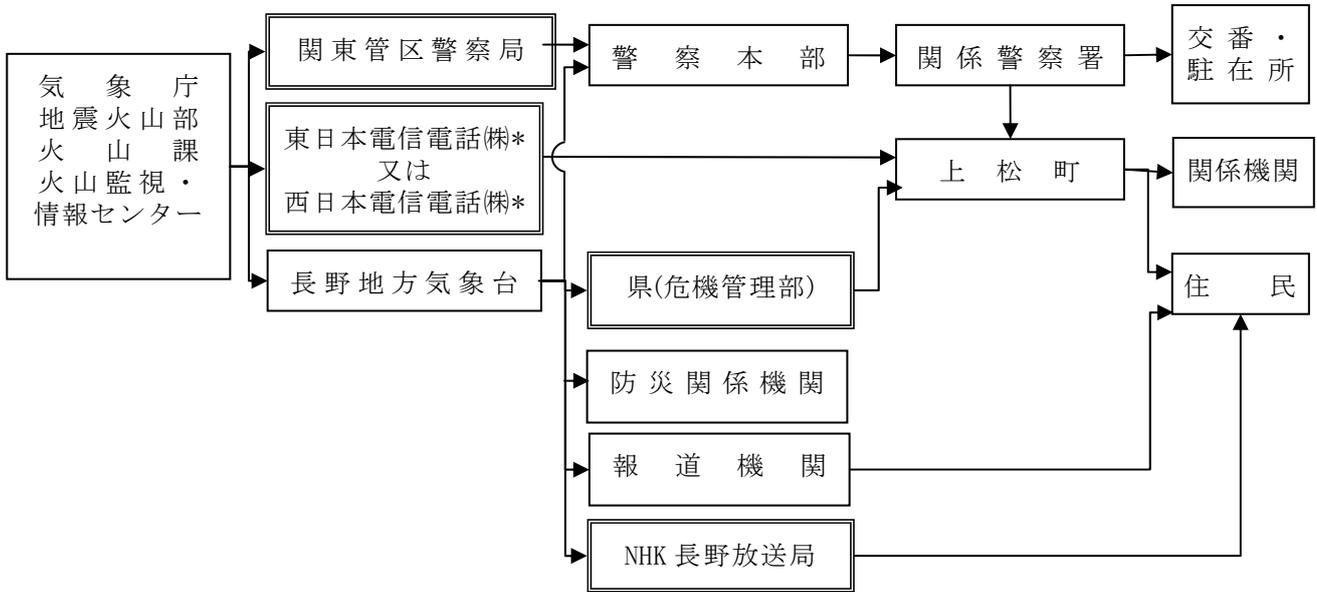
前月一か月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

### 10 噴火に関する火山観測報

噴火が発生した場合に、その時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

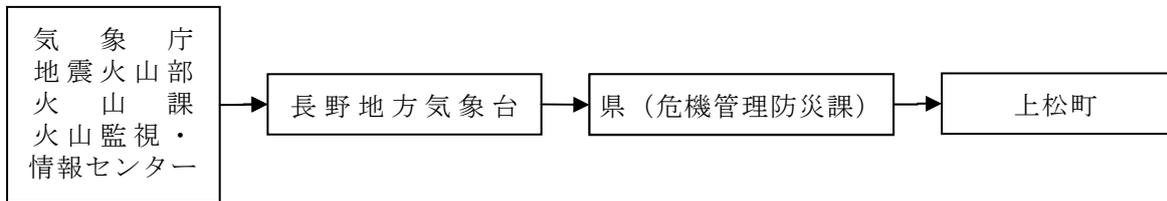
## 別紙1 噴火警報・予報等の通報伝達系統

(1) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報の伝達系統図

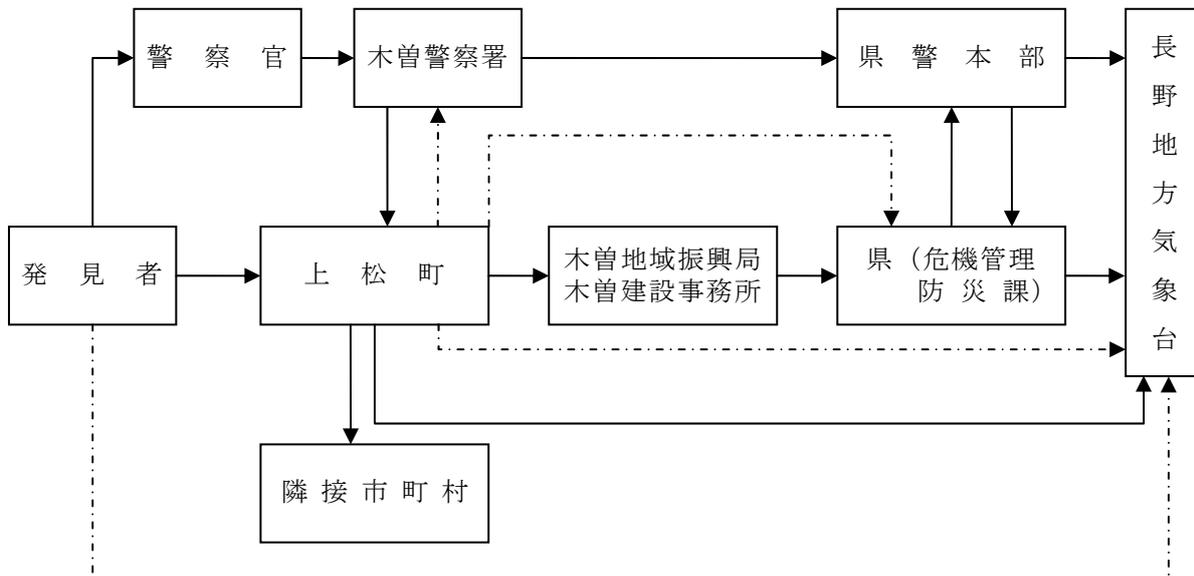


注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規定に基づく法定通知機関。  
 ※東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

(2) 火山活動解説資料の伝達系統図



## 別紙2 異常現象の通報系統図



注：波線は副系統を示す。

## 2 警戒区域の設定、避難勧告等

### 【基本方針】

火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、警戒区域の設定、避難準備・高齢者等避難開始を伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

### 【実施計画】

#### (1) 町（災害対策本部総務部）

ア 災害が発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、入山規制、避難勧告・指示、警戒区域の設定等を行う。。

イ 災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。本町の場合、避難所は、融雪型火山泥流が到達するおそれのある指定緊急避難場所、指定避難所はないため、風水害の場合と同様の開設場所、避難路とする。

## 第3節 災害応急対策の実施

### 第1 基本方針

---

火山災害が発生した場合は、住民の生命・身体の保護又は被害の拡大防止のため、災害応急対策活動を実施する。

### 第2 活動の内容

---

避難勧告・指示、避難誘導、避難所の開設など、火山災害が発生した場合における災害応急対策活動は、第1編第3章「災害応急対策計画」に準ずる。

## 第4節 災害復旧計画

### 第1 基本方針

---

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

### 第2 活動の内容

---

第1編第4章「災害復旧計画」に準ずる。